

一般財団法人荒井芳男記念財団

助成金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人荒井芳男記念財団（以下「当財団」という。）の定款第4条に定める助成の対象になるものに支給する助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 この規程に基づく助成金の支給対象は、次に掲げる試作または実験を伴う研究とする。

- (1) 密封技術・製品の開発に関する先進的研究
- (2) ゴム、樹脂、金属、セラミックス、複合材料などの高性能化およびその応用に関する先進的研究
- (3) その他、新材料、評価法、材料設計、成形加工法、製品設計、デバイスなどに関する先駆的研究

(助成金の募集)

第3条 助成金の募集方法は公募とする。

- 2 応募資格は日本の大学等および試験研究機関に在職し、研究活動に従事している研究者（大学院生、専攻科生等は対象外）。尚、共同研究者がいても同様とする。
- 3 研究実施能力があれば、個人またはグループかを問わない。
- 4 但し、同一の研究については、他の財団から助成金等を受けていないこと。

(申請)

第4条 助成金の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書を期日までに当財団に提出しなければならない。

(助成の対象となる経費)

第5条 助成の対象となる経費は、以下の通りとする。

- (1) 助成対象となる研究を実施するために直接必要になるもの
- (2) 助成対象期間内に発生したもの
- (3) 原則として領収書や支払証明書等の写しが提出できるもの
- (4) 以下に記載する費用は対象外とする。
 - ・汎用性のある機器（例：パソコン、ファクシミリ、複写機等）の購入費等、試作研究に直接関係のないものは対象外とする。

(助成金支給手続等)

第6条 提出された申請書は選考委員会に提出し、選考を行う。

- 2 選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。
- 3 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成金支給対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
- 4 理事会は、当該助成年度当初に、指定口座に所定の金額を振り込む。

(助成金の決定通知)

第7条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

(研究計画等の変更)

第8条 助成金の支給の決定を受けたのちに、研究計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、当該助成金の支給の決定を受けた者は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(整理保管)

第9条 助成金の支給を受けた者は、領収書および受領書など関係書類またはその写しを整理保管しなければならない。

(収支報告)

第10条 助成金の支給を受けた者は、助成対象期間終了後3ヶ月以内に、収支について理事長に報告しなければならない。

(監査)

第11条 理事長は、必要があると認めるときは、助成金の支給を受けた者に対し、経理ならびに研究事項等につき報告を求め、または経理ならびに研究の内容等につき監査することができる。

(研究成果の報告)

第12条 助成金の支給を受けた者は、助成期間終了後3ヶ月以内に、収支報告とともに実績および研究成果報告を理事長に報告しなければならない。

(研究報告の発表)

第13条 当財団は、助成金の支給を受けて実施した研究の全部または一部を、助成研究成果集として印刷その他の方法をもって発表することができる。

- 2 研究成果報告を当財団の刊行物もしくはホームページに掲載することができる。

(刊行物の報告)

第14条 助成金の支給を受けた者が、その助成金に係る研究の結果の全部もしくは一部、または要旨を刊行または発表する場合は、当財団から助成を受けた旨を明記し、当財団に報告しなければならない。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第15条 助成金の支給を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付を取り消し、交付を中止し、または既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行なったとき
- (2) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (3) 助成金に余剰が発生した場合
- (4) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき

(その他)

第16条 申請者は本規程に加え、助成金募集要項記載事項を遵守することとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が定める。

附 則

1. この規程は、平成30年9月16日より施行する。